

# アメリカ：コロラド州の生殖補助医療法制の進展 —全ての配偶子提供者の身元開示、事業者免許制の導入等—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 中川 かおり

## 目 次

はじめに

### I 立法と規則制定の経緯

- 1 2022年、2024年及び2025年の法律の制定経緯
- 2 2022年、2024年及び2025年の法律を施行する規則の制定経緯

### II 主な規定

- 1 配偶子の匿名での提供を認めないことに関する規定—提供者の個人情報及び病歴の収集等—
- 2 配偶子提供等を制限する規定
- 3 免許制の導入
- 4 その他の規定

おわりに

翻訳：配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律

キーワード：配偶子出生者、配偶子提供者、生殖補助医療、免許制、配偶子の匿名での提供

## 要 旨

コロラド州では、2022年、2024年及び2025年の法律により、配偶子の匿名での提供を認めないこと、生殖補助医療に関わる事業者に免許制を導入すること、配偶子提供等を制限すること等が定められ、2025年10月にはこれらの法律の施行規則も整備された。これらの法律及び施行規則は、全ての配偶子提供者に、その氏名、住所等の個人情報と個人を特定しない病歴を、配偶子の提供を受けた者、配偶子出生者に対して開示させる初の州法であり、また、事業者の免許制の包括性において、画期的な州法とされている。

## はじめに

コロラド州では、数十年にわたり、先進的な生殖補助医療が行われており、不妊治療のために世界中から患者が訪れる場所として認識されてきた<sup>(1)</sup>。

法的な観点からは、安心して生殖補助医療により子をもうけるためには、実親とされるのが、配偶子<sup>(2)</sup>、胚<sup>(3)</sup>等を提供する第三者や依頼者に代わって子を懐胎する代理母<sup>(4)</sup>ではなく、親となる意思<sup>(5)</sup>のある提供を受けた者等や代理懐胎の依頼者とされることの保障が重要であるとされる<sup>(6)</sup>。この点、コロラド州では、第三者からの提供による子の懐胎を希望する者とその配偶者等が、子の出生前又は出生後に書面で同意する場合には、子の実親とされる等の規定を有する（コロラド州法（以下「同法」）第19-4-106条<sup>(7)</sup>）。また、代理懐胎契約<sup>(8)</sup>の内容を規

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月26日である。[]内の語句は著者の補記である。

- (1) コロラド州の生殖補助医療に関する2025年の法律第2条第2項b号（In Vitro Fertilization Protection & Gamete Donation Requirements, HB25-1259, § 2(2)(b), Colorado General Assembly website <[http://leg.colorado.gov/bill\\_files/40875/download](http://leg.colorado.gov/bill_files/40875/download)>）。アメリカの生殖補助医療の現状についての統計は乏しいが、連邦が課す、当該医療の成功率に関する医療機関等の報告義務（後掲注(15)）に基づき、米国疾病管理予防センター（CDC）が公表するデータによれば、2022年（最新）のコロラド州において、当該医療の実施件数は11,373件、出生児数は2,597件とされる。“Assisted Reproductive Technology (ART) Success Rates: View ART Data for Reporting Year 2022: Colorado Clinics.” CDC website <<https://art.cdc.gov/artclinics?State=CO>>
- (2) 受精していない卵子又は精子をいう。コロラド州法（以下略）第25-57-103条第6項
- (3) 卵子を体外に取り出し、精子と接触させ、受精し分割したものをいう。「体外受精」国立国際医療センターウェブサイト <<https://www.hosp.jihs.go.jp/s016/010/040/020/201512100720.html>>
- (4) 夫等の精子を妻以外の女性に人工授精し、その女性が子を懐胎・分娩するもの（traditional surrogate, 伝統的代理母）と、夫等の精子とその妻等の卵子を体外受精させて得た胚を妻以外の女性に移植して子を懐胎・分娩させるもの（gestational carrier, gestational surrogate 等, 懐胎代理母）の2つがある。
- (5) 1990年、マージョリー・マグワイア・シュルツ（Marjorie Maguire Schultz）は、生殖補助医療の領域において、親となる意思を基準として、契約により親子関係を決定することを提言した。現在も、この提言に従い、生殖補助医療においては、当事者間の契約により親子関係が決定されるべきとされている。山口真由『アメリカにおける第二の親の決定』弘文堂, 2022, p.348.
- (6) 2025年の法律第2条第2項c号; “§ 2.10 Specific State Statutes Governing Consent of Husband (Legal Spouse) to Use of Donor Sperm,” Maureen McBrien and Bruce Hale, *Assisted Reproductive Technology: A Lawyer’s Guide to Emerging Law and Science*, Third Edition, Chicago: American Bar Association, 2021, pp.55-64. “§ 5.4 Surrogacy Laws in the United States,” *idem*, pp.142-198.
- (7) 親となる意思のある懐胎する者と、親となる意思のある配偶者等とが、法律婚か事実婚か、当該配偶者等が男性か女性か等に関わらない規定になっている。2017年統一親子関係法（National Conference of Commissioners on

制し、代理母は実親とされず、子の一人親又は両親（以下、本文においては「親」となる意思のある者が実親とされること等を定める規定が2021年の法律で整備された（同法第19-4.5-101条～第19-4.5-114条）。もっとも、これ以前にも、同州の裁判所では、子の出生前の代理懐胎契約を検認<sup>(9)</sup>すること等により、代理母による懐胎が支持されてきた<sup>(10)</sup>。

ただし、同州でも、他州と同様に、生殖補助医療を提供する事業者に特化した、実効的な規制は行われてこなかった<sup>(11)</sup>。しかし、2022年、2024年及び2025年の法律（第I章第1節参照）によりこれに特化した実効的な規制を行う目的で規定が設けられた<sup>(12)</sup>。また、配偶子出生者（配偶子の提供を受けた親が提供時に面識のなかった提供者の配偶子を用いた生殖補助医療の結果として生まれた者）<sup>(13)</sup>の利益を尊重し、配偶子の匿名での提供を認めない初めての州となった<sup>(14)</sup>。

連邦制を採用するアメリカにおいて、生殖補助医療は、主として州が所管する事項とされる<sup>(15)</sup>。本稿では、コロラド州の最新の法規である同法第25編第57章及び規則の規定を概説し、同章の全訳を行った。

## I 立法と規則制定の経緯

### 1 2022年、2024年及び2025年の法律の制定経緯

コロラド州では、2022年5月31日、配偶子又は胚（以下、本文においては「配偶子」）の

---

Uniform State Laws, UNIFORM PARENTAGE ACT (2017). Uniform Law Commission website <<https://www.uniformlaws.org/HigherLogic/System/DownloadDocumentFile.ashx?DocumentFileKey=5b21b8e4-ef07-7d46-14c5-51b8b28df73c>>）第703条の規定に合致する。統一州法とは、民間団体が優れた学者・実務家を起草委員に選び、それが起草した案を討議の上最終案を決定し、各州議会に立法化を働き掛けるものである。田中英夫『英米法総論 下』東京大学出版会、1980、p.642。

- (8) 代理母、依頼者夫婦等の関係者間で締結される契約で、実親となる者等をあらかじめ定めることができ、子の出生とともに発効する場合が多い。
- (9) 当事者の申し出に基づいて契約につき裁判所が行うもので、この検認を受けることで当該契約は強制可能となるとされる。秋元奈穂子「第3章 アメリカ」公益社団法人商事法務研究会『諸外国の生殖補助医療により生まれた子の親子法制に関する調査研究業務報告書』令和3年3月、pp.20-21。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001350642.pdf>>
- (10) “Surrogacy Laws by State Comprehensive Guide: Colorado Surrogacy Laws.” Surrogacy4All website <<https://www.surrogacy4all.com/surrogacy-laws-by-state-comprehensive-guide/>>
- (11) 州による従来の主な事業者規制には、次のものがある。ペンシルベニア州には、生殖補助医療を行う医療機関に対して一定の報告義務を課す形で体外受精を規制する規定がある。ルイジアナ州には、生殖補助医療を提供する施設について、学会が定める基準を満たすことを求める規定がある。また、全米16州には、生殖補助医療に医師の関与を求める規定が存在する。しかし、これらの規制は、現実にはほとんど使われてこなかったとされる。山口 前掲注(5)、p.173。上記の16州の内訳は、次の箇所を参照。同、pp.384-385。
- (12) ニューヨーク州とカリフォルニア州は、近年、配偶子バンクと不妊治療クリニックに免許制を設けたが、コロラド州が今回設けた規制に比べると限定的であるとの評価がある。“Making History: Colorado SB 22-224,” U.S. Donor Conceived Council website <<https://www.usdcc.org/2022/05/13/making-history-colorado-sb224/>>
- (13) donor-conceived person. 第25-57-103条第4項
- (14) カリフォルニア州、コネティカット州、ロードアイランド州、ワシントン州等でも、配偶子出生者等に対して配偶子提供者の個人情報の開示を促す法律を有するが、これらの州では当該配偶子提供者にオプトアウト（当該配偶子提供者が個人情報の非開示を選択すること）を認めている。“Making History: Colorado SB 22-224,” *op.cit.*(12)
- (15) 生殖補助医療に連邦が関わるのは、①生殖補助医療技術（ART）を用いる病院に対し、毎年、体外受精等の成功率を連邦保健福祉省（HHS）に報告することを義務付ける1992年制定の法律（41 U.S.C. §§ 263a-1 to 7）、②臓器提供に係る感染症スクリーニングの一環として、遺伝病のリスク要因となる病歴情報を確認させる連邦食品医薬品局（FDA）の定める2004年制定の連邦規則（21 C.F.R. § 1271.75）の2点にとどまる。

匿名での提供を認めないこと<sup>(16)</sup>、生殖補助医療<sup>(17)</sup>を提供する配偶子仲介業者<sup>(18)</sup>、配偶子バンク<sup>(19)</sup>又は不妊治療クリニック(以下「事業者」)に同州公衆衛生環境省(CDPHE、以下「所管省」)による免許制を導入すること等を定める同法第25編第57章の規定が、2022年の法律により設けられた(同年8月10日施行)<sup>(20)</sup>。さらに、2024年5月22日、同法第25編第57章の規定に対し、配偶子提供者と提供を受ける者との間に「面識がない(unknown)」ことの内容を定義し、州内の者に配偶子を提供する州外の実業者を規制対象に含めること等の改正を行う2024年の法律が制定された<sup>(21)</sup>。この2つの法律により、多くの規定が2025年1月1日以後にマッチング又は採取の対象とされた配偶子を対象とすることとなった。他方、事業者の免許制の開始日は、2024年の法律により、2025年1月1日から同年7月1日に延期となった。

しかし、匿名での提供を認めないことにより配偶子の提供が減るという懸念<sup>(22)</sup>や胎児を「子」とする他州の判決により同州の生殖補助医療が悪影響を受けるという懸念<sup>(23)</sup>から、2025年5

---

(16) 2017年統一親子関係法第905条の規定に合致する。ここで配偶子提供者の個人情報、配偶子出生者に入手できなければならないとされたことは、いわゆる「出自を知る権利」に類似している。ただし、アメリカの議論は、提供者の個人情報の開示が子の「利益」に資するとの前提に立つものであり、世界的に志向される子の出自を知る「権利」とは別物とされる。山口 前掲注(5), p.186. 2022年の法律に定める配偶子提供者の個人情報を、配偶子の提供を受けた者や配偶子出生者に開示する規定は、コートニー・ジョスリン(Courtney Joslin)教授(カリフォルニア州立大学デビス校ロースクール)が起草者を務めた2017年統一親権法の規定を基礎としている。ジョスリン教授は、ダグラス・ネジャイム(Douglas NeJaime)教授(イェール大学ロースクール)と共に、コロラド州の2022年の法律の法案を支持する証言を提出した。“LGBTQ Advocates Praise Balanced Approach in Colorado Bill Allowing People Conceived Via Assisted Reproduction Access to Limited Donor Information,” May 11, 2022. GLAD Law website <<https://www.gladlaw.org/advocates-praise-colorado-bill-allowing-donor-conceived-people-access-to-limited-donor-info/>>

(17) 性交渉以外の懐胎を生じさせる方法をいい、①子宮内人工授精又は子宮頸(けい)管内人工授精、②配偶子又は胚の提供、③体外受精及び胚移植等が含まれる。第25-57-103条第1項

(18) ①提供時に相互に面識のない配偶子提供者と提供を受ける者をマッチングさせる州内の事業者及び②州外の実業者であるが配偶子の提供を受けようとする、州内に所在する者にマッチングを提供するものをいう。第25-57-103条第7項。「マッチング」とは、配偶子提供者と提供を受ける、州内に所在する者を適合させる過程を指す。マッチングは配偶子仲介業者によって行われ、配偶子の提供を受けようとする親が、この採取に先立ち、特定の提供者を選択した場合等に成立する。同条第11項

(19) ①提供者から配偶子を採用し、又は胚を受け取り、提供時に面識がなく、提供を受ける者にこれを提供する州内の事業者及び②州外の実業者であるが州内に所在する一人親又は両親に配偶子又は胚を提供する者をいう。第25-57-103条第9項

(20) Protections for Donor-conceived Persons and Families, SB22-224. Colorado General Assembly website <[http://leg.colorado.gov/bill\\_files/99419/download](http://leg.colorado.gov/bill_files/99419/download)>; 前澤貴子「生殖補助医療における出自を知る権利の保障—コロラド州出生者保護法—アメリカ」『ジュリスト』1602号, 2024.10, p.107.

(21) Licensing for Clinics That Provide Fertility Services, SB24-223. Colorado General Assembly website <[https://leg.colorado.gov/bill\\_files/47084/download](https://leg.colorado.gov/bill_files/47084/download)>; 前澤 同上

(22) Jesse Paul, “Colorado lawmakers consider rollback of sperm donor disclosure requirements adopted in wake of scandals,” *Colorado Public Radio News*, Mar. 14, 2025. <<https://www.cpr.org/2025/03/14/colorado-legislature-sperm-donation-bank-transparency-rollback/>> 匿名の精子や卵子の提供を禁止した場合には、少なくとも短期的には精子や卵子の提供が減少するのは各国に共通の現象であるとされている。山口 前掲注(5), p.182. 日本につき、次の文献参照。「【独自】精子の提供者不足が深刻化—「出自知る権利意識」高まり、ためらう人が増加—」『読売新聞オンライン』2021.6.15. <<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210615-OYT1T50155/>> 英国につき、次の文献参照。久慈直昭「医師から見た各国のAID事情—ドイツ・イギリス等の状況—」(IGS研究会(生殖領域シリーズ)—AID出生者のドナー情報を知る権利(1)) 2016.6.8. お茶の水女子大学ジェンダー研究所ウェブサイト <<https://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/②久慈.pdf>> スウェーデン、オーストラリア(ビクトリア州)につき、次の文献参照。Gaia Bernstein, “Regulating Reproductive Technologies: Timing, Uncertainty, and Donor Anonymity,” *Boston University Law Review*, vol.90, pp.1207-1218.

(23) 州議会は、2025年の法律第2条第1項、第2項a号の規定において、胚を「子」とする2024年2月16日のアラバマ州最高裁判決(LePage v. Center for Reproductive Medicine, P.C., 408 So. 3d 678)により、生殖補助医療に

月 30 日、同法第 25 編第 57 章の規定を更に改正する 2025 年の法律が制定・施行された。この法律によっても、配偶子の匿名での提供を認めないという 2022 年の法律の内容は維持されたものの、配偶子提供者からの病歴の収集周期に関する規定を削除し<sup>(24)</sup>、提供者が配偶子出生者からの連絡を拒否する権利を明記する等が定められ、2022 年の法律の内容を後退させるものであるとの批判もあった<sup>(25)</sup>。

## 2 2022 年、2024 年及び 2025 年の法律を施行する規則の制定経緯

2022 年の法律は、2025 年 1 月 1 日までに、州保健委員会<sup>(26)</sup>が、同法第 25 編第 57 章の規定の施行に必要な規則（以下「規則」）を定めるとしており（同法第 25-57-111 条）、2022 年の法律と 2024 年の法律を受けた内容で、2024 年 9 月 18 日に一旦は規則が定められた（同年 11 月 14 日施行）。

この規則は、2025 年の法律による更なる改正と規則案に対して寄せられたパブリック・コメントを反映し、州保健委員会により、同年 10 月 15 日に、第 1 条、第 2 条、第 3.4B 条、第 3.5 条、第 3.6E 条、第 3.7B 条、第 3.7F 条、第 7E 条及び第 8 条の規定が改めて制定された（同年 12 月 15 日施行）<sup>(27)</sup>。

## II 主な規定

同法第 25 編第 57 章の略称は「配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律」とされ（第 25-57-101 条）、その下に全 13 条の規定が置かれている（以下、特別の断りのない限り、章名、条名は「配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律」のものである）。

この「配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律」及び規則は、①配偶子の匿名での提供を認めないための規定、②配偶子提供等を制限する規定、③免許制を導入する規定、④その他の規定から成る。

これらの規定は、提供時に面識のない配偶子の提供者と提供を受ける親との間で（第 25-57-103 条第 3 項、第 4 項）、配偶子を採取し、又はマッチングさせる（以下「採取等を行う」）事業者に適用される。

---

使われなかった胚の研究への提供や廃棄が、殺人や不法行為に問われかねないことが、コロラド州の生殖補助医療に与える悪影響を懸念する見解を示した。同判決については、次の文献参照。中川かおり「【アメリカ】体外受精により作成した胚の死亡等に対する免責を定めるアラバマ州法の制定」『外国の立法』No.300-2, 2024.8, p.29. <<https://doi.org/10.11501/13729942>>

(24) 2022 年の法律により、事業者は、個人情報及び病歴を配偶子提供者から収集することとなり、病歴について事業者は、最低 3 年ごとに提供者に更新を求めるよう要請されていた。この収集周期の削除により、事業者は、配偶子提供者に、提供後の重要な病歴の更新を知らせよう奨励するのみとされた。中川かおり「【アメリカ】生殖補助医療に関するコロラド州法の改正」『外国の立法』No.305-1, 2025.10, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/14491570>>

(25) Paul, *op.cit.*(22)

(26) コロラド州公衆衛生環境長官の指揮監督下にあり、同州の公衆衛生に関係する規則を作成し、公衆衛生補助金プログラムのための補助金を承認すること等を職務とする。“About the Board of Health.” CDPHE website <<https://cdphe.colorado.gov/about-the-board-of-health>>

(27) Donor-Conceived Persons and Gamete Agencies, Gamete Banks, and Fertility Clinics, 5 CCR 1005-6. <<https://www.sos.state.co.us/CCR/GenerateRulePdf.do?ruleVersionId=12272&fileName=5%20CCR%201005-6>>

## 1 配偶子の匿名での提供を認めないことに関する規定—提供者の個人情報及び病歴の収集等—

### (1) 個人情報及び病歴の収集 (第 25-57-104 条)

配偶子提供者から配偶子の採取等を行う事業者は、次の①～③に従い、配偶子提供者の個人情報<sup>(28)</sup> 及び病歴<sup>(29)</sup> を収集する<sup>(30)</sup>。①配偶子の提供後に重要な病歴の更新があった場合には、提供者は事業者に報告するように奨励されること、②当該更新に関する提供者の報告内容を記録し、事業者が保持する記録の一部として保持すること、③当該報告があったことを記録すること (第 25-57-104 条第 1 項、第 1.5 項)。

### (2) 個人情報及び病歴の開示に関する宣言書 (第 25-57-105 条)

配偶子の提供を受ける親のために、提供時に面識のない提供者の配偶子の採取等を行う事業者は、次の行為を行う<sup>(31)</sup>。①事業者の記録にある個人情報及び病歴の開示に関する情報を、提供者に提供すること、②提供者から、身元の開示に同意する宣言書<sup>(32)</sup> を入手すること、③各提供者の個人情報及び病歴を保持すること (第 25-57-105 条第 1 項)。事業者は、配偶子出生者が 18 歳以上になった後に、この者の請求を受けて提供者の身元の開示に同意する旨の宣言書について、提供者に署名させる (同条第 2 項)。事業者は、この身元の開示に同意しない提供者について、配偶子の採取等を行ってはならない (同条第 3 項)。

### (3) 個人情報及び病歴の開示 (第 25-57-106 条)

18 歳以上の配偶子出生者からの請求があった場合には、配偶子出生者の生殖補助医療に使用された配偶子の採取等を行った事業者は、配偶子の提供者の個人情報を提供する (第 25-57-106 条第 1 項)<sup>(33)</sup>。事業者は、この条の規定の遵守又は次の者の間の連絡を妨害し、又は禁止してはならない。①配偶子出生者と配偶子提供者との間、②配偶子出生者のために配偶子が使用された提供者について、配偶子出生者とその友人、家族その他の第三者との間。配偶子出生者は提供者に接触する権利を有する一方、配偶子提供者は接触等に応じ、関与し、又は拒否する権利を有する。③事業者は、配偶子提供者の個人的かつセンシティブな情報を公表することに伴う身体的・精神的なリスクに関する情報を、配偶子出生者に提供することが奨励される (同項)。配偶子出生者 (18 歳以上である場合) 又はその親若しくは後見人 (配偶子出生者が 18 歳未満である場合) の請求を受けて、事業者は、配偶子提供者の個人を特定しない病歴を、その配偶子出生者又は親等に提供する (同条第 2 項)。

(28) identifying information. 提供者の氏名、生年月日、恒久的な住所等をいう。第 25-57-103 条第 10 項

(29) medical history. 配偶子提供者の現在又は過去の身体的疾患、配偶子提供者の社会的、遺伝的又は家族的な病歴をいう。第 25-57-103 条第 12 項。家族的な病歴には、可能な範囲で、3 世代にわたる詳細な家族の病歴が含まれていなければならない。規則第 2 条 L 項 a 号

(30) 提供者が提供時に面識のなかった、一人親又は両親の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に事業者が採取した配偶子及びこれを用いて作成された胚のみに適用される。第 25-57-104 条第 5 項

(31) 提供者が提供時に面識のなかった、一人親又は両親の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に事業者が採取した配偶子及びこれを用いて作成された胚のみに適用される。第 25-57-105 条第 6 項

(32) declaration. 事実、権利、法律等の関係の存在を確認し、これを正式に表明すること又はそれを記した文書。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.232.

(33) 提供者が提供時に面識のなかった、一人親又は両親の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に事業者が採取した配偶子及びこれを用いて作成された胚のみに適用される。第 25-57-106 条第 5 項 a 号

#### (4) 個人情報及び病歴その他の記録の保持（第 25-57-107 条）

事業者は、次の事項を恒久的に保持する。①配偶子提供者の個人情報及び病歴、②提供者の配偶子を用いて成立した世帯<sup>(34)</sup>の数、③配偶子のスクリーニング及び検査<sup>(35)</sup>の記録（第 25-57-107 条第 1 項）<sup>(36)</sup>。事業者は、解散、支払不能又は破産の場合を含め、この条で保持を求められる情報を恒久的に保持するための計画を作成し、所管省の請求を受け、この計画を所管省の検査に供することを定める（同条第 3 項）<sup>(37)</sup>。この計画には、①後継事業者に移管される記録の種類のリスト、②記録を後継事業者に移管する期限、③必要な情報を所管省に提供する期限を含む（規則第 3.6 条 E 項 b 号）。

実際に破産、支払不能及び解散となった事業者は、次の事項を行う（第 25-57-107 条第 4 項）。①当該計画を実施すること、②記録を引き継ぐ後継事業者の名称及び連絡先を所管省に提出すること、③配偶子の提供を受けた等の親に、後継事業者の名称及び連絡先を郵便又は電子メールで知らせること。

## 2 配偶子提供等を制限する規定

### (1) 配偶子提供者 1 人当たりの世帯数の制限（第 25-57-109 条第 1 項）

事業者は、マッチングさせ、又は提供した配偶子により、成立した世帯数を確認するために誠実に取り組む（第 25-57-109 条第 1 項 a 号）。事業者が行う誠実な取組には、①十全な記録の保持を行うこと、②配偶子の提供を受ける者に、その条件として、配偶子出生者の情報提供を求めること、③報告されない可能性の高い配偶子出生者の数又は割合を算出する手法を含む、業界のベストプラクティスを使用すること等が含まれる。1 人の提供者の配偶子から 25 世帯が成立した場合等には、当該配偶子をこれ以上マッチング等の対象としてはならない。家族間の胚の提供は、この世帯の制限の対象とされない。

事業者は、1 人の提供者の配偶子を使用して成立した世帯数を事業者の職員が追跡し、又は推定する方法を記載した手順書を所管省等の参照・検査に供する（規則第 3.5 条 B 項 c 号）。事業者は、配偶子の提供者となる可能性のある者に対し、過去の提供状況の報告を求めなければならない（同号 (ii)）、事業者が 1 人の提供者の配偶子により 25 世帯以上が成立したことを記録した場合又は成立したであろうと判断した場合には、当該提供者の配偶子を新たにマッチングさせず、又は提供しないことを保障する方法を手順書に記載しなければならない（同号 (iii)）。

ただし、配偶子提供者が 25 世帯よりも少ない上限を求める場合であって、事業者がこれに同意するときは、これに従う（第 25-57-109 条第 1 項 a 号）。事業者は、配偶子の提供を受け

(34) 「世帯」とは、一人親又は両親と、この親が養育する子から成る。この親には、配偶子出生者を養育する親の新たなパートナーが含まれる。規則第 2 条 E 項

(35) 連邦食品医薬品局（FDA）が義務付ける、臓器提供に係る感染症スクリーニングの一環としての、遺伝病のリスク要因となる病歴情報の確認（前掲注 (15)）、生殖補助医療に関する専門家団体であるアメリカ生殖補助医療治療学会（ASRM）が推奨する遺伝子検査等がある。“Gamete and embryo donation guidance,” pp.800, 802. American Society for Reproductive Medicine (ASRM) website <[https://www.asrm.org/globalassets/\\_asrm/practice-guidance/practice-guidelines/pdf/gamete-and-embryo-donation-guidance-2024.pdf](https://www.asrm.org/globalassets/_asrm/practice-guidance/practice-guidelines/pdf/gamete-and-embryo-donation-guidance-2024.pdf)>

(36) 提供者が提供時に面識のなかった、一人親又は両親の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に事業者が採取した配偶子及びこれを用いて作成された胚のみに適用される。第 25-57-107 条第 7 項 b 号

(37) 同上

た親から、提供配偶子による出生の有無及び時期に関する情報を入手するために合理的で誠実な取組を行い、この取組を記録する（同項b号）。

## (2) 卵子提供者の採卵周期の制限（第 25-57-109 条第 2 項）

2025 年 1 月 1 日以前に、州保健委員会は、卵子提供者 1 人当たりの生涯に 6 採卵周期以下とされる、採卵周期の総数制限を定める規則を定めることとされている（第 25-57-109 条第 2 項）。

これを受けて、規則では、卵子提供者 1 人の生涯に 6 周期の採卵を上限とし、事業者の職員がこの制限の遵守を評価・監視する方法を記載した手順書を所管省等の参照・検査に供することを定めた（規則第 3.5 条 B 項 a 号）。

## (3) 配偶子提供者の年齢制限（第 25-57-109 条第 3 項）

配偶子提供者は、配偶子の採取時に 21 歳以上でなければならず、事業者は、配偶子の採取時に提供者の年齢を確認するとされる（第 25-57-109 条第 3 項）。一方、規則は、より厳しく、提供者が提供同意書に署名する時点で 21 歳以上でなければならないとし、事業者の職員がこの制限を評価・監視する方法を記載した手順書を所管省等の参照・検査に供することを定めた（規則第 3.5 条 B 項 b 号）。

# 3 免許制の導入

## (1) 免許申請に含めるべき情報

2025 年 7 月 1 日以後、事業者は免許取得を義務付けられ、免許なしに配偶子をマッチングさせ、又は提供してはならない。免許は、同法第 25 編第 57 章及び規則の規定の適用基準、要件等の規定の遵守を条件として発行される（第 25-57-110 条第 1 項）。

規則によれば、申請の内容は、(i) 一般情報、(ii) 特定の技術情報、(iii) 組織情報から構成される（規則第 3.3 条 A 項）。

### (i) 一般情報（規則第 3.4 条）

一般情報として、次の事項が規定される（規則第 3.4 条）。①申請事業者が個人である場合には、申請事業者の氏名、住所、電話番号、事業内容及び提供する配偶子のサービスの内容、申請事業者が法人等である場合には、法人登記された場所、役員の氏名及び住所の情報、②申請事業者が配偶子のスクリーニング及び検査の報告要件の遵守方法を記述した手順書を備えていること、③申請事業者が、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの事業者のうち、今回の申請とは別の事業者として免許を申請しているか否か。

### (ii) 特定の技術情報（規則第 3.5 条 A 項）

特定の技術情報は、次のイ）～ハ）の内容を含み、事業者はこれらの方針及び業務の手順書を所管省等の参照・検査に供する（規則第 3.5 条 A 項）<sup>(38)</sup>。イ）配偶子提供者の個人情報及び病歴を収集するために使用する手順書、ロ）配偶子入手するために使用された事業者の連絡先情報を収集し、保持するために使用する手順書、ハ）事業者が配偶子提供者の身元確認及び

---

(38) 当該マニュアルの内容は、提供者が提供時に面識のなかった、提供を受ける親等の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後にマッチングされ、又は採取された配偶子又は胚に適用される。規則第 3.5 条 A 項前文

連絡先の情報を収集する方法を定める手順書、ニ) 事業者が配偶子出生者又はその親若しくは後見人に、提供者の個人情報又は個人を特定しない病歴を提供する方法を定める手順書、ホ) 次の記録を事業者が恒久的に保持する方法を記述する手順書、①配偶子提供者の個人情報及び病歴、②提供者の配偶子を用いて成立した世帯の数、③配偶子のスクリーニング及び検査の記録、へ) 事業者が配偶子提供の候補者及び配偶子の提供を受ける者を教育し、又はこの者に情報提供する資料を配布する方法を説明する手順。

### (iii) 組織情報 (規則第 3.6 条)

組織情報については、免許申請日から 10 年前以後につき、申請事業の所有者等が関与した次の事項に関して、署名・申請日付入りの供述書を所管省に提出することが求められている (規則第 3.6 条 A 項)。①連邦法又は州法に基づき背德的行為<sup>(39)</sup>を伴う有罪判決を受けたこと、②他の法域で免許等が却下、取消し等の対象とされたこと、③連邦、州等の政府により提起された訴訟において、水準に達しない看護や医療詐欺を理由とする民事判決、刑事有罪判決等を受けたこと。事業者は、これらの訴訟の事件番号、事件名、判決の写し等の詳細な情報を所管省に提供する (同条 B 項)。

### (2) 手数料 (第 25-57-110 条第 2 項 a 号等)

事業者は、所管省が定める書式と方法で、毎年、免許の申請書と手数料を提出する (第 25-57-110 条第 2 項 a 号)。事業者の手数は、一定の条件を満たす、年間 500 ドル<sup>(40)</sup>以下の金額とする (同項 b 号 (I))。規則は、各事業者につき初回と更新時の手数料を 500 ドルと定めた (規則第 3.2 条 B 項 c 号、毎年インフレ調整あり)。所管省は、当該手数料を州財務長官に送金し、当該州財務長官はこれを新設される事業者のための基金に入金する (第 25-57-110 条第 2 項 b 号 (III))。

### (3) 免許申請の審査 (第 25-57-110 条第 3 項 a 号 (I) 等)

所管省は、事業者の免許の初回申請及び更新申請を審査し、全ての申請事業者に免許の要件の遵守を記録する情報の提出を求める (第 25-57-110 条第 3 項 a 号 (I))。

規則は、所管省が、規則の遵守を確認し、配偶子提供者及び配偶子出生者を保護するために必要であると判断した場合には、事業者は関連書類を審査するために立入検査又は再検査を行う権限を有するとする (規則第 3.7 条 B 項 a 号)。所管省は、配偶子提供者、提供を受けた親又は配偶子出生者に関する個人情報を保持せず、事業者の検査において入手した記録、情報等を秘密とする (同項 e 号)。

### (4) 是正措置計画 (第 25-57-110 条第 3 項 a 号 (II) 等)

所管省は、検査等により発見した違反を是正するための是正措置計画の提出を事業者に求める (第 25-57-110 条第 3 項 a 号 (II))。所管省は、是正措置計画の実施を保障するためにフォローアップ検査を実施する。

(39) moral turpitude. 道徳的に見て墮落した行為。制定法上、公序良俗に反するような背德的行為の意に用いられ、証人の信用性を弾劾したり、免許などの資格をなく奪ったりする理由となることが多い。田中ほか編 前掲注 (32), p.566.

(40) 1 ドルは 156 円。2026 年 2 月分報告省令レートに基づく。

規則は、所管省が、事業者の営業能力につき、同法第 25 編第 57 章及び規則の遵守を立入検査等により判断することができるとする（規則第 3.7 条 D 項）。

#### (5) 仮免許（第 25-57-110 条第 5 項等）

所管省は、同法第 25 編第 57 章の規定に定める基準を一時的に遵守できない事業者に対し、90 日間の仮免許を発出することができる（第 25-57-110 条第 5 項）。仮免許の発出は、1 回目と同様の期間及び料金で 2 回を限度として認められる。

規則は、仮免許を発行できる要件として、事業者が、同法第 25 編第 57 章の規定に定める基準を一時的に遵守できないことに加え、次の 3 つを定める。①申請事業者が初回の完全な免許申請を提出し、所管省による最終審査等を待っていること、②申請事業者の営業が、配偶子提供者や配偶子出生者の保護、公衆の健康、安全、福祉等に悪影響を及ぼさないこと、③申請事業者が同法第 25 編第 57 章及び規則の規定を遵守するために、誠実に取り組んでいることの証明（規則第 4 条 A 項）。所管省は、2 回目と同じ年内に 3 回目以降の仮免許を発行することはできず、当該仮免許の期間はいかなる場合にも 180 暦日を超えてはならない（同条 B 項 b 号）。

#### (6) 免許を受けている事業者の通知義務（規則第 6 条）

仮免許を含む免許を受けている事業者は、次の各場合に、期限を遵守して所管省に通知しなければならない（規則第 6 条）。①事業者が名称変更をする場合には 30 暦日前までに、初回の申請書と手数料を提出すること、②事業者の所有者変更の場合には 30 暦日前までに、新所有者等が営業開始前に免許を申請し、かつ、取得すること、③州法等を遵守できないような保険の減額等があった場合には、5 営業日後までに通知すること、④事業者の職員による行為等で、免許の停止、取消し等に帰結する行為を発見した場合には、5 営業日後までに通知すること。

#### (7) 免許の更新（規則第 7 条）

事業者が免許を更新しようとする場合には、既存の免許が失効する日の 60 暦日前までに、所管省に更新の申請書と手数料を提出しなければならない（規則第 7 条 A 項）。事業者が規則を遵守しているか否かを確認するため、所管省は、更新時に検査することができ、これを確認した場合に免許を更新する（同条 B 項、C 項）。事業者が適時に、かつ、十分な更新申請を行った場合には、所管省が当該申請を処理するまで既存の免許は失効しない（同条 D 項）。所管省が更新申請を却下する場合には、この根拠を、不服申立てを行う権利及び手続と共に事業者に通知する（同条 E 項）。

#### (8) 免許の一時停止等及び罰金（規則第 8 条）

事業者が有効な免許なしに、又は免許の条件に違反して、州で事業者として営業し、州内の提供を受ける親に配偶子をマッチングさせ、又は提供することは、同法第 25 編第 57 章及び規則の規定に違反する（規則第 8 条 A 項）。この違反を行う事業者に対し、所管省は、免許を一時停止し、取り消し、又は更新しないとすることができる（同条 B 項）。所管省は、この違反に対し、1 日 2 万ドル（ただし、毎年インフレ調整あり。）以下の行政罰としての過料を科すことができる（同条 C 項）。免許の取消し等を行う場合、過料を科す場合等において、所管省は、この根拠を、不服申立てする権利及び手続と共に事業者に通知する（同条 D 項）。

#### 4 その他の規定

州保健委員会は、規則の制定に当たり、LGBTである両親、一人親、配偶子出生者を含む、配偶子出生者及びその家族の利益を考慮し、保護すべきとされている（第 25-57-111 条）。LGBT の者は、子を得るために、生殖補助医療を利用する必要がある場合が多い<sup>(41)</sup>。

事業者のための基金が、州財務省に設立される（第 25-57-112 条）。基金は、所管省が入金する営業免許の手数料から成る金額と、州議会が基金に充当する金額とで構成される。後者の金額は、同法第 25 編第 57 章の規定に従い所管省が職務を遂行するための直接的・間接的な経費として州議会が毎年計上する（第 1 項）。

#### おわりに

配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律は、生殖補助医療を提供する事業者に対する免許制の包括性、面識のない親等に配偶子を提供する全ての者に、配偶子出生者に対する個人情報及び病歴の開示を求める点で、画期的と評されている<sup>(42)</sup>。

また、この法律は、事業者に対する記録保持義務の一環として、配偶子の提供により出生する世帯を 25 世帯以下とし、卵子提供者 1 人の生涯に 6 周期の採卵を上限とするなど、同じ提供者から出生する子の数を制限する。州議会は、これらの制限が、配偶子提供者との交流を望む配偶子出生者の希望をかなえる方向に働くとする見解を示す（第 25-57-102 条第 1 項 c 号）。

さらに、この法律は、個人情報及び病歴を開示しない提供者を認めないとする事で、配偶子出生者の利益に最大限に配慮しつつ、提供配偶子による懐胎につき配偶子出生者とその親との間での話し合いを促し（同項 e 号、第 25-57-108 条第 1 項 a 号等）、配偶子出生者とその親が共有する可能性のある情報につき配偶子提供者に認識を促すなど（第 25-57-102 条第 1 項 f 号、第 25-57-108 条第 2 項 b 号等）、多方面にわたり慎重に配慮したものと言える。

配偶子出生者の保護等に関する法規の今後の実施の動向が注目される。

（なかがわ かおり）

(41) アメリカでは、伝統的に、異なる性別の 2 人の親を望ましいものとしてきたが（未婚の父に出生した子の扶養義務を負わせるための父性自発認知（Voluntary Acknowledgement of Paternity: VAP）等）、生殖補助医療により出生した子については、これを望ましいものとするべきではなく、この方法でしか親になれない者に親となる機会を提供すべきであるとされている。Jeffrey A. Parness, *American Parentage Law*, New York: Lexis Nexis (Matthew Bender), 2024, pp.3-18.

(42) “Making History: Colorado SB 22-224.” *op.cit.*(12)



# 配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律

Donor-conceived Persons and Families of Donor-conceived Persons Protection Act

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 中川 かおり 訳

## 【目次】

### 第 25 編 公衆衛生及び環境法（抄）

#### 第 57 章 配偶子出生者並びに配偶子仲介業者、配偶子バンク及び不妊治療クリニック

- 第 25-57-101 条 略称
- 第 25-57-102 条 議会の見解
- 第 25-57-103 条 定義
- 第 25-57-104 条 個人情報及び病歴の収集—適用可能性
- 第 25-57-105 条 個人情報及び病歴の開示に関する宣言書—適用可能性
- 第 25-57-106 条 個人情報及び病歴の開示—適用可能性
- 第 25-57-107 条 記録の保持—後継の記録保持者—適用可能性
- 第 25-57-108 条 提供を受ける両親及び配偶子提供者のための資料
- 第 25-57-109 条 提供者の年齢制限—提供者 1 人当たりの世帯数の制限—配偶子の拡散の制限—卵子提供者 1 人当たりの採卵周期の制限—規則—適用可能性
- 第 25-57-110 条 免許の必要性—申請—検査—発行、拒否、停止又は取消し—手数料—行政罰—規則
- 第 25-57-111 条 規則制定権限
- 第 25-57-112 条 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの基金—設立—優先順位—充当
- 第 25-57-113 条 生殖医療—不妊治療—保護—定義

### 第 25 編 公衆衛生及び環境法（抄）

#### 第 57 章 配偶子出生者並びに配偶子仲介業者、配偶子バンク及び不妊治療クリニック

#### 第 25-57-101 条 略称

この第 57 章の略称は、「配偶子出生者及び配偶子出生者の家族を保護する法律」とする。

#### 第 25-57-102 条 議会の見解

(1) 州議会は次の事実を認定し、見解を述べる。

(a) 多くのコロラド州民は、第三者としての精子、卵子又は胚の提供者であり、提供時に

---

\* インターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 1 月 26 日である。この翻訳は、コロラド州が提供する LexisNexis の同州法のサイトに掲載された規定（Colorado Legal Resources (Provided by LexisNexis, Official Publisher of Colorado Revised Statutes) <<https://advance.lexis.com/container?config=0345494EJAA5ZjE0MDIyYy1kNzZkLTRkNzktYTtxMS04YmJhNjBINWUwYzYKAFBvZENhdGFsb2e4CaPI4cak6laXLCWylBO9&crd=8b6ea618-8be3-43ca-88f9-cd86932c1e80&prid=da05e08c-0d24-4e25-93b9-564fd4a41fce>>) を原文とした。訳文中の [] 内の語句は筆者による補記である。

家族が身元を知らない配偶子の「提供者」としても知られる者が関与する何らかの生殖補助医療により、懐胎し、又は世帯<sup>(1)</sup>を成立させる。提供者を伴う生殖補助医療により懐胎された者は、この第57章の規定においては「配偶子出生者」として言及される。

- (b) 配偶子出生者の利益は考慮され、かつ、保護されなければならない。懐胎に使用された配偶子提供者の個人<sup>(2)</sup>及び家族の病歴に関する情報は、配偶子出生者及びその子孫の医療に影響を与える可能性があり、懐胎に使用された配偶子提供者に関する個人を特定しない医療情報は、全ての配偶子出生者及びその両親が入手できなければならない。
  - (c) 配偶子出生者の全てではないが、多くにとって、懐胎に使用された配偶子提供者の身元を知ることは重要である。配偶子出生者は、配偶子出生者の懐胎に使用された配偶子提供者の個人情報に、配偶子出生者が18歳に達して以後にアクセスする権限を持たなければならない。配偶子出生者の中には、提供者〔との接触〕並びに懐胎された者と配偶子出生者の両親と提供時に面識のなかった同じ提供者により成立した諸世帯との間の接触に現に関心を持ち、又は関心を持つ者がいる可能性がある。配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックごとに、提供者1人につき〔成立する〕世帯の数を制限することは、このような配偶子出生者がこのような接触をする可能性を促す。
  - (d) 家族形成に関する家族の秘密が、子と家族との関係に悪影響を及ぼし得ることが研究で示されている。
  - (e) 提供された配偶子を使用して子を懐胎することを検討している者は、提供された配偶子を使用する前に、配偶子出生者に関するより多くの情報及び資源にアクセスできるべきである。これには、子の年齢に応じ、かつ、配偶子出生者の利益及び直接の経験を反映する方法で、提供者の〔配偶子を受けた〕懐胎について当該子と議論するための手段及び資源が含まれる。
  - (f) 配偶子提供者は、配偶子を提供する前に、配偶子出生者の利益に関する情報及び資源にアクセスできるべきであり、配偶子の提供を受けた両親と配偶子出生者との間で共有される可能性のある情報について明確に自覚すべきである。
  - (g) コロラド州内の提供を受けた者に供される、提供者の配偶子又は胚の多くは、他州にある配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックから提供される。
- (2) そこで、コロラド州における配偶子出生者及びその家族の健康及び福祉〔welfare〕を保護するために、コロラド州内外の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックからコロラド州内の配偶子の提供を受ける者に供される配偶子の使用を規制する「配偶子出生

---

(1) 「世帯」とは、一人親又は両親と、この親が養育する子から成る。この親には、配偶子出生者を養育する親の新たなパートナーが含まれる。コロラド州規則第2条E項。この規則（Donor-Conceived Persons and Gamete Agencies, Gamete Banks, and Fertility Clinics, 5 CCR 1005-6。<<https://www.sos.state.co.us/CCR/GenerateRulePdf.do?ruleVersionId=12272&fileName=5%20CCR%201005-6>>）は、同州の生殖補助医療に関する2022年の法律（Protections for Donor-conceived Persons and Families, SB22-224）、2024年の法律（Licensing for Clinics That Provide Fertility Services, SB24-223）及び2025年の法律（In Vitro Fertilization Protection & Gamete Donation Requirements, HB25-1259）を施行するために、2025年10月15日に制定された（同年12月15日施行）。

(2) ここで配偶子提供者の個人情報が、配偶子出生者に入手できなければならないとされたことは、いわゆる「出自を知る権利」に類似している。ただし、アメリカの議論は、提供者の個人情報の開示が子の「利益」に資するとの前提に立つものであり、世界的に志向される子の出自を知る「権利」とは別物とされる。山口真由『アメリカにおける第二の親の決定』弘文堂、2022、p.186。実際に、ここに訳出した法律も、提供者の個人情報の開示が、配偶子出生者の「利益」になるとしている。第1項b号、f号等

者及び配偶子出生者の家族を保護する法律」を制定することが不可欠であると、州議会は認める。

### 第 25-57-103 条 定義

この第 57 章の規定で使用される場合は、文脈上別の意味を求められるときを除き、次のように用語を定める。

- (1) 「生殖補助医療」とは、性交渉以外の懐胎を生じさせる方法をいう。この用語には次のものが含まれる。
  - (a) 子宮内人工授精<sup>(3)</sup>又は子宮頸（けい）管内人工授精<sup>(4)</sup>
  - (b) 配偶子又は胚の提供
  - (c) 体外受精<sup>(5)</sup>及び胚移植
  - (d) 顕微授精<sup>(6)</sup>
- (2) 「省」とは、コロラド州公衆衛生環境省<sup>(7)</sup>をいう。
- (3) 「提供者」とは、配偶子仲介業者、配偶子バンク若しくは不妊治療クリニックが採取した卵子若しくは精子を生成する者又はその卵子若しくは精子により胚が作成される者をいい、配偶子仲介業者、配偶子バンク若しくは不妊治療クリニックは、配偶子提供者と提供時に面識のない、提供を受ける者による生殖補助医療で使用するために〔この卵子、精子又は胚を〕受け取る。配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックが、提供者と提供を受ける両親のマッチング又はつながりをもたらし、又は開始し、かつ、当該提供者と提供を受ける当該の一人親又は両親が相互に個人情報と交換していない場合には、当該提供者と提供を受ける当該の一人親又は両親は相互に「面識がない」とされる。「提供者」という用語は、この第 57 章の規定に従う配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの規制にのみ適用され、親子関係を決定する目的には適用されない。
- (4) 「配偶子出生者」とは、いかなる年齢であれ、提供を受ける一人親又は両親と、提供時に面識がなかった提供者の配偶子を使用した生殖補助医療の結果として出生した者をいう。
- (5) 「不妊治療クリニック」とは、提供を受ける者並びに提供時に相互に面識のない提供を受ける者及び配偶子提供者のために、生殖補助医療手続を実施し、提供者の配偶子を受け取るコロラド州内に所在する団体又は組織をいう。
- (6) 「配偶子」とは、受精していない卵母細胞<sup>(8)</sup>又は精子をいう。
- (7) 「配偶子仲介業者」とは、卵母細胞又は精子の提供者のマッチングを行う業者であって、

(3) 排卵の時期に合わせて精子を子宮内に注入する方法。医師の関与がある場合もあるが、医師の関与なく当事者間で行なわれ得る簡便な方法である。Deborah H. Wald and Richard B. Vaughn, “MCLE Article: The Family Lawyer’s Guide to Assisted Reproduction Law in 2016,” *Family Law News*, Vol.39 No.1, 2017, p.11. <<https://www.walddlaw.net/wp-content/uploads/2017/04/FLN-2017-Guide-Assisted-Reproduction-Law.pdf?x90936>>

(4) 排卵の時期に合わせて精子を子宮頸（けい）管内に注入する方法。

(5) 卵子を体外に取り出し、精子と体外で受精させ、得られた受精卵（胚）を子宮に移植して妊娠を目指す方法。人工授精とは異なり、体外受精には必ず医師が関与する。

(6) 顕微鏡下で 1 個の精子を卵子の細胞質内に注入して受精させる方法。

(7) この法律で導入された免許の申請審査、発行、一時停止等を行うコロラド州の機関。

(8) 卵母細胞は減数分裂を行うことで卵子となり、精子と受精して胚発生の開始点となる。「卵母細胞はその大きさゆえに間違いやすい—卵子が染色体数異常になりやすい理由—」2017.5.9. 理化学研究所ウェブサイト <[https://www.riken.jp/press/2017/20170509\\_1/](https://www.riken.jp/press/2017/20170509_1/)>

次の全てを満たす者をいう。

- (a) 配偶者提供者と提供を受ける者をマッチングする者
  - (b) 提供時に相互に面識がない提供を受ける候補者と配偶子提供者をマッチングする者
  - (c) 次のいずれかに該当する者
    - (I) コロラド州内に所在する者
    - (II) コロラド州外に所在し、配偶子提供者とのマッチング手続において、コロラド州内に所在する、提供を受ける意思のある者<sup>(9)</sup>をマッチングする者
- (8) 「配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニック」とは、この条の規定に定義されるこれらの団体のいずれかをいう。
- (9) 「配偶子バンク」とは、次の全てを満たす団体又は組織をいう。
- (a) 提供者から配偶子を採取し、又は胚を受け取る者
  - (b) 提供を受ける者と提供者が提供時に相互に面識がない場合において提供を受ける一人親若しくは両親又は提供を受ける親への医療提供者に対し配偶子又は胚を提供する者
  - (c) 次のいずれかに該当する者
    - (I) コロラド州内に所在する者
    - (II) コロラド州外に所在し、かつ、コロラド州内に所在する、提供を受ける一人親又は両親に配偶子又は胚を提供する者
- (10) 「個人情報」には、次の全てを含む。
- (a) 提供者のフルネーム
  - (b) 提供者の生年月日
  - (c) 配偶子仲介業者、配偶子バンク若しくは不妊治療クリニックが保持する提供時における提供者の恒久的な住所及びこれと異なる場合には、現住所若しくは他の連絡先情報若しくはこれと異なる場合には、提供者の現住所若しくは他の連絡先情報又はその両者
- (11) 「マッチング」又は「配偶子のマッチング」とは、コロラド州において提供者と提供を受ける者を結び付ける手続をいう。「マッチング」は、配偶子仲介業者によって行われ、かつ、提供を受ける意思のある親が、配偶子の採取に先立ち、特定の提供候補者を選択した場合又は特定の提供候補者の配偶子を受け取ることに同意した場合に成立したと見られる。
- (12) 「病歴」とは、次の全ての事項に関する情報をいう。
- (a) 提供者の現在の身体的疾患
  - (b) 提供者の過去の疾患
  - (c) 提供者の健康に関連した社会的、遺伝的及び家族的な病歴
- (13) 「精神保健の専門家」とは、第 12 編第 245 章 [精神保健] の規定に従って認定され、若しくは免許を受けた者又は精神科医、臨床心理士若しくは専門カウンセラーの免許を持つ州外の専門家をいう。
- (14) 「提供を受ける者」又は「提供を受ける親」とは、子を懐胎する目的で生殖補助医療に使用するために、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックから、提供者の配偶子又は胚を受け取る、親となる意思のある者をいう。

---

(9) 1990年、マージョリー・マグワイア・シュルツ (Marjorie Maguire Schultz) は、生殖補助医療の領域において、親となる意思を基準として、契約により親子関係を決定することを提言した。現在も、この提言に従い、生殖補助医療においては、当事者間の契約により親子関係が決定されるべきとされている。山口 前掲注 (2), p.348.

(15) 「州委員会」とは、コロラド州保健委員会<sup>(10)</sup>をいう。

#### 第 25-57-104 条 個人情報及び病歴の収集—適用可能性

(1) この条の第 3 項の規定に定める場合を除き、提供者から配偶子を採取し、又は提供者と提供を受ける者をマッチングさせる配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供者の個人情報及び病歴を収集する。

(1.5)

(a) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供後の重要な病歴の更新を配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックに報告するよう、提供者に奨励する。

(b) 配偶子仲介業者、配偶者バンク又は不妊治療クリニックは、重要な病歴の更新に関する提供者の報告を記録し、かつ、その情報は第 25-57-107 条の規定に言及される記録の一部として保持する。

(c) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供後の重要な病歴の更新についての提供者の報告を記録する。

(2) 異なる配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックが採取した配偶子又は胚を受け取る配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子又は胚を受け取る際に、配偶子又は胚を受け取った先の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを収集する。別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採取する配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、当該配偶子仲介業者の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを収集し、かつ、保持する。

(3) 別の団体である配偶子仲介業者により提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採取する不妊治療クリニックは、この条の第 1 項の規定の要件に服さないが、遺伝子検査の結果を含む、提供者の医療及びスクリーニング<sup>(11)</sup>の全ての記録の写しを、提供者とマッチングさせた配偶子仲介業者に提供する。

(4) 配偶子仲介業者、配偶者バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第 1 項から第 3 項までの規定に従い収集した情報を、第 25-57-106 条の規定の要件に従い開示する。

(5) この条の規定は、提供者が提供時に面識のなかった、提供を受ける一人親又は両親による使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックにより採取された配偶子及び配偶子を用いて作成された胚のみに適用される。

#### 第 25-57-105 条 個人情報及び病歴の開示に関する宣言書—適用可能性

(1) この条の第 5 項の規定に定める場合を除き、提供を受ける一人親又は両親と提供時に面識がない提供者の配偶子をマッチングさせ、又は採取する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、次の事項を行う。

(10) コロラド州公衆衛生環境長官の指揮監督下にあり、同州の公衆衛生に関係する規則を作成し、公衆衛生補助金プログラムのための補助金を承認すること等を職務とする。“About the Board of Health.” CDPHE website <<https://cdphe.colorado.gov/about-the-board-of-health>>

(11) 後掲注 (15)

- (a) 記録にある個人情報及び病歴の開示に関する情報を提供者に提供すること。
  - (b) この条の第2項の規定に定める身元の開示に同意する提供者からの宣言書<sup>(12)</sup>を入手すること。
  - (c) 各提供者の個人情報及び病歴を保持すること。配偶子をマッチングさせ、又は採取する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、連邦法及びこの第57章の規定に定めるもの以外のこの州の適用される法律に従い、かつ、アメリカ医師会<sup>(13)</sup>及びアメリカ生殖補助医療治療学会<sup>(14)</sup>の指針に合致するように、提供者並びに配偶子のスクリーニング及び検査<sup>(15)</sup>の記録を保持し、かつ、報告要件を遵守すること。
- (2) この条の第5項の規定に定める場合を除き、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供者の配偶子又は提供者の配偶子を用いて作成された胚を使用して懐胎された配偶子出生者が18歳以上になった後に、当該配偶子出生者の請求を受けて、提供者の身元の開示に提供者が同意する内容の、公証人<sup>(16)</sup>又は証人が証明する宣言書について、各提供者に署名させる。
  - (3) コロラド州内に所在する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第2項の規定に定める提供者の身元の開示に同意しない提供者について配偶子をマッチングさせ、又は採取を行ってはならない。
  - (4) コロラド州外に所在する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第2項の規定に定める提供者の身元の開示に同意しない提供者について、コロラド州内に所在する、提供を受ける意思のある者を提供者とマッチングさせ、又はコロラド州内に所在する、提供を受ける一人親若しくは両親に、若しくはコロラド州内に所在する、提供を受ける親の医療提供者に配偶子を提供してはならない。
  - (5) 別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採用する配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第1項又は第2項の規定の要件に服さない。
  - (6) この条の規定は、提供者が提供時に面識のなかった、提供を受ける一人親又は両親による使用のために、2025年1月1日以後に配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックにより採取された配偶子及び配偶子を用いて作成された胚のみに適用される。

(12) declaration. 事実、権利、法律等の関係の存在を確認し、これを正式に表明すること又はそれを記した文書。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.232.

(13) American Medical Association: AMA. 医師、医学生等を構成員とするものとしてはアメリカ最大の団体。医師の倫理指針を定め、生殖補助医療については、次のような指針を定める。①患者及び子の福祉を最大限尊重すること、②治療の広告の内容が正確で、誤解を招くようなものではないこと、③患者が十分な情報提供を受けて治療を決定できるよう全ての必要な情報を提供すること、④患者に心理的な支援等を提供すること、⑤治療が難しい患者を差別してはならず、人種やLGBTQを理由とする差別も禁止されること等。“Opinion 4.2.1: Assisted Reproductive Technology.” AMA website <<https://code-medical-ethics.ama-assn.org/ethics-opinions/assisted-reproductive-technology>>

(14) American Society of Reproductive Medicine: ASRM. アメリカで、生殖補助医療を広範かつ詳細に規制するのは、罰則を伴わない専門家団体のガイドラインであり、ASRMはその代表的な団体である。山口 前掲注(2)、p.174.

(15) 連邦食品医薬品局(FDA)が義務付ける、臓器提供に係る感染症スクリーニングの一環としての、遺伝病のリスク要因となる病歴情報の確認、生殖補助医療に関する専門家団体であるアメリカ生殖補助医療治療学会(ASRM)が推奨する遺伝子検査等がある。“Gamete and embryo donation guidance,” pp.800, 802. American Society for Reproductive Medicine (ASRM) website <[https://www.asrm.org/globalassets/\\_asrm/practice-guidance/practice-guidelines/pdf/gamete-and-embryo-donation-guidance-2024.pdf](https://www.asrm.org/globalassets/_asrm/practice-guidance/practice-guidelines/pdf/gamete-and-embryo-donation-guidance-2024.pdf)>

(16) notarial officer. 宣誓をさせ、一定の文書の真正さを証明し、宣誓供述書を採用際に立ち会う等の権限・資格を有する者。田中ほか編 前掲注(12)、p.592.

**第 25-57-106 条 個人情報及び病歴の開示—適用可能性**

- (1) この条の第 4 項の規定に定める場合を除き、18 歳以上の配偶子出生者の請求を受けて、当該配偶子出生者の生殖補助医療に使用された配偶子をマッチングさせ、又は採取した配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子又は胚を提供した提供者の個人情報を当該配偶子出生者に提供する。配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の規定の遵守又は次の者の間の連絡を妨げ、又は禁止してはならない。
  - (a) 成人の配偶子出生者と配偶子出生者を懐胎させるためにその配偶子が使用された提供者 [との間]
  - (b) 配偶子出生者を懐胎させるために配偶子が使用された提供者について、成人の配偶子出生者とその友人、家族その他の第三者 [との間]。配偶子出生者は、関連する法律に従い、提供者に接触する権利を有する。提供者は、接触及び連絡に応じ、関与し、又は拒否する権利を有する。
  - (c) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供者の個人的かつセンシティブな情報を公表することに関連する身体的及び精神的なリスクに関する情報を、配偶子出生者に提供することが奨励される。
- (2) この条の第 4 項の規定に定める場合を除き、18 歳以上の配偶子出生者又は配偶子出生者が未成年の場合には、未成年の配偶子出生者の親又は後見人の請求を受けて、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックが生殖補助医療を実施したか否かにかかわらず、生殖補助医療に使用される配偶子をマッチングさせた、又は採取した配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子出生者又は配偶子出生者が未成年の場合には、未成年の配偶子出生者の親又は後見人に、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックが保持する提供者の個人を特定しない病歴へのアクセスを提供する。
- (3) 18 歳以上の配偶子出生者又は配偶子出生者が未成年の場合には未成年の配偶子出生者の親若しくは後見人の請求を受けて、次の事項を行う。
  - (a) 生殖補助医療に使用される配偶子又は胚を他の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックから受け取った配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子又は胚を受け取った先の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを開示すること。
  - (b) 別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採用した配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供者と提供を受ける者をマッチングさせた配偶子仲介業者の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを開示すること。
- (4) 別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採用した配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第 1 項又は第 2 項の規定の要件に服さない。
- (5)
  - (a) この条の第 1 項及び第 2 項の規定は、提供者と提供時に面識のない、提供を受ける一人親又は両親の使用のために、2025 年 1 月 1 日以後に配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックにより採取された配偶子及び配偶子を用いて作成された胚のみに適用される。

- (b) この条の第3項の規定は、2023年7月1日以後に配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックにより受け取られた配偶子又は胚のみに適用される。

#### 第 25-57-107 条 記録の保持—後継の記録保持者—適用可能性

- (1) この条の第6項の規定に定める場合を除き、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、次の事項を恒久的に保持する。
- (a) 提供者と提供時に面識のない、提供を受ける一人親又は両親が使用するために、マッチングを行う、又は配偶子を採用する各提供者の個人情報及び病歴
  - (b) 各提供者の配偶子を用いて成立した世帯の数及び第 25-57-109 条の規定に従い、その情報を入手するための配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの取組に関する情報
  - (c) 配偶子のスクリーニング及び検査の記録
- (2) 他の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックから配偶子又は胚を受け取る配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子又は胚を受け取った先の配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを恒久的に保持する。別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採用した配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、提供者と提供を受ける者をマッチングさせた配偶子仲介業者の名称、住所、電話番号及び電子メールアドレスを恒久的に保持する。
- (3) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、解散、支払不能又は破産の場合を含む、この条の規定に求められる情報を恒久的に保持するための計画を作成し、省の求めに応じて、その計画を検査に供する。
- (4) この条の第6項の規定に定める場合を除き、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、解散、支払不能又は破産の場合には、次の各号に掲げる事項を行う。
- (a) この条の第3項の規定に従い、省が承認した計画を実施すること。
  - (b) この条の第1項及び第2項の規定に定められた記録を受け取り、かつ、保持する後継の団体が存在するときは、その名称及び連絡先情報を記載した供述書を省に提出すること。
  - (c) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックにより配偶子が採取され、マッチングされ、又は受け取られた全ての配偶子提供者〔に対し、〕及び配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックから配偶子又は胚を受け取り、かつ、懐胎又は生児出生<sup>(17)</sup>を報告した提供を受ける両親に対し、この条の第1項及び第2項の規定に定める記録を受け取り、かつ、保持する後継の団体の名称及び連絡先を、保管されている最新の住所に送付される郵便及び電子メールによって通知すること。
- (5) 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、連邦法及びこの第57章の規定に定める以外のこの州の適用可能な法律の規定に従い、配偶子のスクリーニング及び検査に関する報告要件を遵守する。
- (6) 別の団体である配偶子仲介業者が提供を受ける者とマッチングさせた提供者から配偶子を採用する配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第1項又は第3項の規定によ

---

(17) live birth. 生きた子の出生。still birth (死産) と対になる語。

る要件に服さない。

(7)

- (a) この条の第2項の規定は、2024年7月1日以後にマッチングされ、又は受け取られた配偶子又は胚のみに適用される。
- (b) この条の第1項及び第3項の規定は、提供者が提供時に面識のなかった、提供を受ける一人親又は両親による使用のために、2025年1月1日以後にマッチングされ、又は採取された配偶子のみに適用される。

#### 第 25-57-108 条 提供を受ける両親及び配偶子提供者のための資料

- (1) 2025年1月1日以前に、省は提供を受ける意思のある両親のための資料を作成し、かつ、そのウェブサイト当該資料を掲載する。省は、配偶子提供者、提供を受ける者及び配偶子出生者に対するカウンセリングについての記録された過去の経験〔を有し、〕並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの両親及び一人親のいる家族に対するカウンセリングの経験及び能力を有する免許を付与された精神保健専門家並びにこれらのコミュニティを代表する組織と協力して、資料を作成する。資料には、次の各号に掲げる情報が含まれていなければならない。
  - (a) 家族形成に関する家族の秘密が子と家族との関係に悪影響を及ぼし得ることを示す研究に照らして、配偶子出生者に、その幼い時に、年齢に応じた方法で、子が配偶子出生者であると伝えることは、家族の機能の改善及び配偶子出生者の福祉〔well-being〕に関わること。
  - (b) 配偶子出生者が、その者の懐胎に使用された配偶子提供者の身元を知るために有するであろう能力及び当該能力について議論するために入手可能な手段並びに全てではないが、多くの配偶子出生者が、提供者の身元及び同じ提供者の配偶子により懐胎された他の配偶子出生者の身元を知りたいという強い願望を有することを理解することの重要性
  - (c) 配偶子出生者のニーズ及び利益
  - (d) 提供者のスクリーニングの限界
  - (e) 同じ提供者の配偶子により懐胎した他の家族の者がいる可能性があることを前提とする配偶子出生者への将来的な影響
  - (f) 提供者又は同じ提供者の配偶子で懐胎した他の者に関する病歴の更新を受け取ることの将来的な影響
- (2) 2025年1月1日以前に、省は配偶子提供者のための資料を作成し、かつ、そのウェブサイト当該資料を掲載する。省は、配偶子提供者、提供を受ける者及び配偶子出生者に対するカウンセリングについての記録された過去の経験〔を有し、〕並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの両親及び一人親のいる家族に対するカウンセリングの経験及び能力を有する免許を付与された精神保健専門家並びにこれらのコミュニティを代表する組織と協力して、資料を作成する。資料には、次の各号に掲げる情報が含まれていなければならない。
  - (a) 配偶子を提供することによる感情的及び社会的な影響の可能性を理解すること。
  - (b) 提供を受けた一人親又は両親及び配偶子出生者に開示される情報を理解すること。
  - (c) 提供者の配偶子を使用して、複数の家族に子が出生する可能性を理解すること。

- (d) 提供者の配偶子により懐胎された者に、提供者の個人情報が開示される将来の可能性を理解すること。
- (3) 削除
- (4) コロラド州内において提供を受ける者と提供者をマッチングし、又は〔提供を受ける者に〕配偶子若しくは胚を提供する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、次の両者を行う。
- (a) 提供を受ける意思のある者が提供者の配偶子とマッチングされ、又はこれを受け取るに先立ち、最低限この条の第1項の規定に定める事項を網羅した資料を、提供を受ける者に提供すること。
- (b) 提供者による配偶子提供に先立ち、最低限この条の第2項の規定に定める事項を網羅した資料を提供者に提供し、かつ、これらの資料について提供者と議論すること。提供者による資料の受領は、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの個別の業務によって義務付けられる、面識のない卵子提供者に対する精神衛生評価<sup>(18)</sup>の代わりにはならないこと。
- (5) 配偶子仲介業者、配偶者バンク及び不妊治療クリニックは、この条の第2項の規定に定められた資料を使用するよう義務付けられることはないが、この条の第4項の規定の要件を満たすために使用することはできる。

**第 25-57-109 条 提供者の年齢制限—提供者 1 人当たりの世帯数の制限—配偶子の拡散の制限—卵子提供者 1 人当たりの採卵周期の制限—規則—適用可能性**

- (1)
- (a) この条の第4項の規定に定める場合を除き、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、各提供者から配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックがマッチングさせた、又は提供した配偶子により、いくつの世帯が成立したかを確認するために誠実に取り組む。誠実な取組の方法には、十分な記録保持を実施すること、提供者の配偶子を受け取る条件として、提供を受ける者に生児出生に関する情報を求めること及び販売され、又は譲渡される提供者の配偶子の単位数とその結果としての生児出生との相関関係といった、報告されない可能性が高い生児出生の数又は割合を説明するための方法又は手続を含む、業界のベストプラクティスを使用することが含まれ得るが、これらに限定されない。配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、それぞれの家族で懐胎する子の数には制限を設けないものの、コロラド州内外で1人の提供者の配偶子を用いて25世帯が成立したことの記録を有し、又は合理的に知るべきであると判断した場合には、提供者からより少ない世帯数の制限を求められ、かつ、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックがこれに同意しない限り、提供者の配偶子を追加の家族にマッチングさせ、又は提供してはならない。この制限には、提供者が親として懐胎した子又は提供者が提供を受ける一人親若しくは両親と提供時に面識がある場合に提供者の配偶

(18) 精神保健専門家が実施する検査であり、心理的、社会的、発達の相互作用を含む、人の認知能力のレベルを判定するために使用される。評価対象となる状態又は疾患は、うつ病、摂食障害、ADHD（注意欠如・多動性障害）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、薬物及びアルコール乱用、双極性障害、統合失調症等である。“Mental Health Evaluations.” New York Presbyterian website <<https://www.nyp.org/primary-care/mental-health-evaluations>>

子により懐胎した子は含まれない。この制限には、ある家族から他の家族への胚の提供は含まれない。

- (b) この条の第1項の規定の適用について、提供を受けた一人親又は両親が提供者の配偶子を使用して子を懐胎し、生児が出生した場合又は出生した可能性がある場合には、世帯が成立したと思料される。配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、商業的に合理的な複数の方法を用いて提供を受けた親又はその親への医療提供者に情報を求めることを含め、提供を受けた親から生児出生の有無及び時期に関する情報を入手するために合理的で誠実な取組を行い、そのような取組を記録する。
- (2) 2025年1月1日以前に、州委員会は、卵子提供者1人当たり生涯6採卵周期以下とされなければならない、卵子提供者1人当たりの採卵周期の総数制限を定める規則を公布する。この規則を公布するに当たり、州委員会はアメリカ生殖補助医療治療学会及び卵子提供者の利益を代表する組織と協議する。この規則を公布するに当たり、州委員会は、別の子の懐胎に使用した同じ提供者を使用して子を懐胎する意思のある家族のために、追加の採卵周期[において採卵]を受けることに情報提供を受けて同意した以前の提供者に、この制限の例外の採用を考慮することができる。
- (3) 提供者は、配偶子採取時に21歳以上でなければならず、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、配偶子採取時に提供者の年齢を確認する。
- (4) 別の団体である配偶子仲介業者により提供を受ける者とマッチングされた提供者から配偶子を採用する配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、この条の第1項の規定の要件の対象とはならない。
- (5) この条の規定は、提供者が提供時に面識のなかった、提供を受ける親の使用のために、2025年1月1日以後にマッチングされ、又は採取された配偶子のみ適用される。

#### 第 25-57-110 条 免許の必要性—申請—検査—発行、拒否、停止又は取消し—手数料—行政罰—規則

- (1) 2025年7月1日以後、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、省から最初に免許を取得しなければ、コロラド州で配偶子仲介業者、配偶子バンク若しくは不妊治療クリニックとして営業してはならず、又はコロラド州内の提供を受ける者に配偶子若しくは胚をマッチングさせ、若しくは提供してはならない。免許は、この第57章及びその施行規則の規定の適用基準、要件その他の規定の遵守を条件とする。
- (2)
- (a) 配偶子仲介業者、配偶者バンク又は不妊治療クリニックは、省が定める書式及び方法で、営業免許のための年次の申請書及び手数料を提出する。
- (b)
- (I) 2025年1月1日以前に、州委員会は、この第57章の規定による管理及び施行の直接的及び間接的な経費への充当を補うために、デンバー市＝オーロラ市＝レイクウッド市[区域]<sup>(19)</sup>の都市部の全消費者が支払う全品目の連邦労働省労働統計局消費者物価指数

(19) 連邦労働省労働統計局は、全米各地の消費者物価指数の算出に当たり、コロラド州を、①この3市を合わせた区域、②西部区域、③ボールダー市、コロラド・スプリングス市等の7市の3つに分けている。“Colorado:

又は適用可能なその前の指数若しくは後の指数の年間変動率に基づき、インフレのために毎年調整されることを条件として、年間 500 ドル<sup>(20)</sup>以下の手数料の一覧表を定める規則を公布する。非営利組織である配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックは、当該手数料を免除される。

(II) 省は、この条の規定に従って免許を申請する配偶子仲介業者、配偶者バンク又は不妊治療クリニックから、この条の第 2 項 b 号 (I) の規定に従い州委員会が定めた手数料の一覧表に従う手数料を課し、かつ、徴収する。

(III) 省は、この条の規定に従って徴収した手数料を州財務長官<sup>(21)</sup>に送金し、州財務長官は、第 25-57-112 条の規定に従い設立された配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの基金にこの金額を入金する。

(IV) 第 2 項の規定に従い徴収された手数料は、省が、規制又は管理の機能に加えて、コロラド州法の規定及び遵守に関連して、公衆及び配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックに技術支援及び教育を提供するために使用することができる。省は、技術支援及び教育の提供において省を支援するために、民間団体と契約することができるが、規制又は管理の機能の提供において [民間団体と契約することはできない]。

(3)

(a)

(I) 省は、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックとして営業するための免許の各初回申請及び各更新申請を調査し、かつ、審査する。省は、全ての申請者に対し、初回及び更新の申請手続において、免許要件の遵守を記録するために情報の提出を求める。省は、免許を発行する前に、提供を受ける者に提供時に面識のない提供者からの配偶子の採取及び提供について、この第 57 章及びこの第 57 章に従って採択された規則の規定を申請者が遵守しているか否かを判断する。

(II) 配偶子仲介業者、配偶者バンク又は不妊治療クリニックは、第 3 項の規定に従い実施された検査の結果として省が発見した違反を是正するための措置を詳述した是正措置計画を、省が定める書式で提出する。省は、是正措置計画の実施を保障するため、フォローアップ検査を実施する。

(III) 削除

(b) 省は、提供者、提供を受ける者又は配偶子出生者に関するいかなる個人情報も保持してはならず、かつ、この条の第 3 項 a 号の規定に従い配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの検査又は調査の間に入手し、又は閲覧した全ての医療の情報又は文書の秘密を保持する。このように入手された全ての記録、情報又は文書は、第 24-72-204 条<sup>(22)</sup>及び第 25-1-124 条<sup>(23)</sup>の規定に従い、開示が免除される。

---

Consumer price index News Releases.” U.S. Bureau of Labor Statistics website <<https://www.bls.gov/regions/subjects/consumer-price-indexes.htm#CO>>

(20) 1 ドルは 156 円。2026 年 2 月分報告省令レートに基づく。

(21) コロラド州財務省（後掲注 (27)）の長をいう。

(22) 行政省庁が法律により保管を義務付けられている記録について、検査を許容する場合と検査を拒絶できる場合とを定める規定。

(23) 医療施設の選択を補助するために、病院に当局への報告を求める事項、報告された事項について当局が調査する権限等を定める規定。

- (4) この条の第5項の規定に別段の定めがある場合を除き、省は、申請者又は免許を受けている者がこの第57章及びこの第57章の規定に従い公布された規則に定める要件を遵守していると認めた場合に、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックとして営業するための免許を発行し、又は更新する。この条の第5項の規定に従い発行された仮免許を除き、この条の規定に従い発行され、又は更新された免許は、発行又は更新の日の後1年間で失効する。省は、第24-4-104条<sup>(24)</sup>の規定に従い、免許を停止し、又は取り消す。
- (5) 省は、申請者がこの第57章の規定に従い求められる全ての基準を一時的に遵守できない場合には、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックとして90日間営業する目的で、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックとして営業するための仮免許を申請者に発行することができる。仮免許を取得する条件として、申請者は、この第57章の規定に従い求められる適用基準に従い、かつ、遵守するために、相当で誠実な努力が行われていることを省に証明する。同省は、遵守をもたらすために、同様の期間及び手数料により、2回目の仮免許を発行することができる。2回目の仮免許発行の後には、当該年度について仮免許は発行されない。
- (6)
- (a) 有効な免許なしに、又は免許の諸条件に違反して、コロラド州で配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックとして営業する者、法人その他の団体は、この第57章の規定の違反となる。省は、免許の諸条件及びこの第57章の規定に従い規則で定められた基準及び要件を遵守しない、免許を受けた配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックについて、第24-4-104条の規定に定める手続に従い免許を取り消すか、又は更新しないことができる。
- (b) 省は、デンバー市=オーロラ市=レイクウッド市〔区域〕の都市部の全消費者が支払う全品目の連邦労働省労働統計局消費者物価指数又は適用可能なその前の指数若しくは後の指数の年間変動率に基づき、インフレのために毎年調整される2万ドル以下の行政罰[としての過料]を、ある者がこの第57章の規定に違反した1日ごとに科することができる。科される過料は、この者、法人又は団体がこの第57章の規定に違反していると同省が認定した日から発生する。同省は、第24編第4章<sup>(25)</sup>の規定に従い、過料を科し、執行し、及び徴収し、一般会計に入金する。過料の執行及び徴収は、第24-4-105条<sup>(26)</sup>の規定に定める手続に従って下された決定の後に行われる。

### 第25-57-111条 規則制定権限

2025年1月1日以前に、州委員会は、この第57章の規定を実施するために必要な規則を公布する。規則を公布するに当たり、州委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーである両親、配偶子出生者及び一人親を含む、配偶子出生者及び配偶子出生者の家族の利益を考慮し、かつ、保護する。

(24) 行政省庁が免許を発行し、停止し、取り消し、更新する等の場合の一般的な要件を定める規定。

(25) 行政省庁の規則制定及び免許発行手続についての一般的な要件を定める章。

(26) 行政省庁の裁決 (adjudication. 紛争を解決するための最終的な判断。) に不服がある場合の聴聞会の開催等を定める規定。

### 第 25-57-112 条 配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの基金—設立—優先順位—充当

- (1) この条の規定において「基金」という、配偶子仲介業者、配偶子バンク又は不妊治療クリニックの基金は、州財務省<sup>(27)</sup>に設立される。基金は、第 25-57-110 条の規定に従って基金に入金された資金と、州議会が基金に充当した資金とで構成される。基金内の資金は、この第 57 章の規定に従い省〔コロラド州公衆衛生環境省〕が職務を遂行するための直接的及び間接的な経費として、州議会が毎年充当する。各会計年度末に、未使用で、かつ、抵当等に入っていない基金の全ての資金は基金に留保され、一般会計又は他の基金に入金され、又は移管されない。
- (2) 省は、十分な執行資源を確保しつつ、専門的及び法令遵守の支援及び免許の手續に、基金の資金を優先的に使用する。
- (3) 2025-26 会計年度<sup>(28)</sup>から、州議会は毎年 12 万 5000 ドルを基金に充当する。

### 第 25-57-113 条 生殖医療—不妊治療—保護—定義

- (1) この条では、別段の定めがない限り、次のようにされる。
  - (a) 「不妊治療」とは、ある者の生殖又は懐胎の能力を診断し、向上させ、又は補助するための検査、処置、投薬、手術その他医療サービスをいい、次に掲げる事項を含むが、これらに限定されない。
    - (I) 体外受精
    - (II) 子宮内人工授精
    - (III) 排卵誘発
    - (IV) 精巣生検又は卵巣生検
    - (V) 胚生検
    - (VI) 配偶子及び胚の凍結保存及び融解
    - (VII) 精巣及び卵巣の組織の凍結保存
    - (VIII) 配偶子、胚又は生殖組織の保管、提供又は処分
    - (IX) 着床前遺伝学的検査<sup>(29)</sup>又は胚若しくは配偶子のその他の医学的スクリーニング若しくは評価
    - (X) 代理懐胎
  - (b) 「生殖医療」は、第 25-6-402 条<sup>(30)</sup>に規定される意味を有する。
- (2) 全ての者は、生殖医療を利用し、又は拒否する権利、配偶子及び胚を使用し、配偶子及

(27) 州の資金を効率的かつ透明性を持って保全し、管理することに責任を負うコロラド州の省庁。“About the Treasury.” Colorado Department of Treasury website <<https://treasury.colorado.gov/about-the-treasury>>

(28) 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までをいう。“Budget Basics.” Colorado General Assembly website <<https://leg.colorado.gov/explorebudget/>>

(29) 体外受精や顕微授精によって得られた胚（受精卵）の細胞を一部取り出して染色体や遺伝子の解析をし、将来的に生まれてくる子の遺伝情報を調べる検査をいう。「PGT（着床前遺伝学的検査）について」大森病院リプロダクションセンター（東邦大学医療センター）ウェブサイト <[https://www.lab.toho-u.ac.jp/med/omori/repro\\_patient/pgt/](https://www.lab.toho-u.ac.jp/med/omori/repro_patient/pgt/)>

(30) 「生殖医療」とは、家族計画及び避妊医療、中絶医療、産前産後及び分娩医療、不妊治療、不妊手術、性感染症並びに生殖器がんの治療をいう。コロラド州法第 25-6-402 条第 4 項

び胚を破棄する権利並びに生殖又は研究のために第三者に配偶子及び胚を提供する権利を含む、自身の生殖医療について自律的に決定する権利を有する。この第2項は、この第57章の他の規定の実施を妨げ、又は制限するものではない。

- (3) 州及び地方自治体は、この条の規定の定義に従い、医師又は免許を有する医療提供者が生殖医療を提供する能力を妨害し、又は制限してはならない。
- (4) 次のいずれかの行為に関与した、又は関与しようとするこの州の者に対して、他州で認められた民事又は刑事の訴訟<sup>(31)</sup>の提起を<sup>(32)</sup>認めることは、この州の公共政策に反する。
- (a) 懐胎を終了させる、又は終了させようとする事。
  - (b) 中絶を実施し、又は誘発すること。
  - (c) 中絶の実施又は誘発を助長し、又は手助けする行為に故意に関与すること。
  - (d) この条の規定に定義される生殖医療を提供すること。
  - (e) この条の規定に定義される不妊治療を提供すること。

(なかがわ かおり)

(31) 州議会は、2025年の法律第2条第1項、第2項a号 (In Vitro Fertilization Protection & Gamete Donation Requirements, HB25-1259. §§ 2(1), 2(2)(a))に示した見解において、2024年2月16日のアラバマ州最高裁判決 (LePage v. Center for Reproductive Medicine, P.C., 408 So. 3d 678) によるコロラド州の生殖補助医療への悪影響について述べている。アラバマ州最高裁は、不妊治療施設において体外受精により作成され、凍結保存されていた胚が損壊され、死亡した事件において、この胚が「子」とされんとする判決を下した。一般に、生殖補助医療において、胚は、作成したカップル等による使用が見込まれなくなった場合には、研究に供されるか、廃棄されることが多い。しかし、胚が「子」とされると、研究への提供や廃棄が殺人に当たるとして刑事訴訟を提起されるおそれや、不法行為に基づく死亡であるとして民事訴訟を提起されるおそれもある。胚を永久に保管することを避けたい不妊治療クリニック等の中には、生殖補助医療の実施に二の足を踏むものも現れ、その存続が州内外で危ぶまれた。中川かおり「【アメリカ】体外受精により作成した胚の死亡等に対する免責を定めるアラバマ州法の制定」『外国の立法』No.300-2, 2024.8, p.29. <<https://doi.org/10.11501/13729942>>

(32) 原文には 'an individual' があるが、日本語としての意味が取りにくくなるため、訳出しない。